

〔平成13年2月5日市長決裁〕

〔平成20年10月1日改正〕

会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市政について市民に説明する責任を果たし、開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

第2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 附属機関 地方自治法第138条の4の規定に基づき設置されたもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 市の事務事業について審査、調査等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置された審査会、委員会等
ただし、要綱等により設置されたものであっても普及・啓発、連絡・調整に係るもの、実行委員会形式のもの、職員のみを構成員とするものは含まない。

第3 会議の公開・非公開

- (1) 附属機関及び附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、原則として公開する。
- (2) 審議内容が非公開事項に該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

第4 会議の公開・非公開の決定

審議会等の会長は、会議に諮って公開・非公開を議題ごとに決定する。

第5 非公開事項

- (1) 法令等の定めるところ又は執行機関が法律若しくはこれに基づく政令により従うこととなる国等の行政機関の指示等により秘密とされている事項
- (2) 個人に関する事項で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、会議を公開することで、個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開を予定されている事項
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが特に必要と認められる事項
 - ウ 公務員に関する事項で、当該事項がその職務に関するものであるときは、当

該公務員の職と職務遂行の内容に係るもの

- (3) 法人等に関する事項であって、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 人の生命又は健康を保持するために公開することが必要と認められる事項
 - イ 人の生活を保護するために公開することが必要と認められる事項
 - ウ 消費生活その他市民の生活を保護するために公開することが必要と認められる事項
- (4) 公開することにより、人の生命、身体、又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある事項
- (5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する事項であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に関する事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (7) 執行機関又は審議会等の要請を受けて、公開しないことを条件として第三者が任意に提供した事項で、通例として公開しないこととしているもの。ただし、人の生命、健康生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められるものを除く。

第6 会議開催の事前公表

- (1) 会議開催の事前公表は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議開催日の1週間前までに行うものとする。
- (2) 公表する事項は、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別、傍聴者の定員その他必要事項とする。
- (3) 公表の方法は、会議開催の1週間前までにホームページに掲載する。

第7 傍聴の取扱い

- (1) 傍聴を希望する者は、所定の手続きを経て会議を傍聴することができる。ただし、定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選その他の方法により決定する。
- (2) 傍聴者は、会議場において賛否の表明、発言、たすき等の着用その他会議の妨げとなる行為をしてはならない。
- (3) 傍聴者は、審議会等の長の指示に従わなければならない。

第8 会議資料の配布等

- (1) 会議を公開する場合は、傍聴者に会議の内容の理解に資するための資料を配布する。ただし、資料が大部のもの、多額の費用を要するものにあつては、配布に替えて傍聴者の閲覧に供する。
- (2) 資料の内容に八王子市情報公開条例に定める非公開情報に該当するものがある場合は、当該資料を配布しない。

第9 会議録の作成等

- (1) 会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録は、審議会等の会議で確認を得るものとする。
- (3) 執行機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

第10 実施状況の公表

市長は、毎年1回、各執行機関が行った審議会等の会議の公開等について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第11 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開等について法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。